

聖籠町告示第33号

聖籠町肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月28日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業実施要綱（平成22年聖籠町告示第11号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（助成対象者）

第2条 助成対象者は、接種日において聖籠町に住所を有する66歳以上の者であって、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条に規定する定期の予防接種（以下「定期予防接種」という。）について未接種のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、定期予防接種の対象となる者は、助成の対象としない。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の第2条の規定は、平成31年4月1日以降に行われた予防接種の費用に係る助成について適用し、同日前行われた予防接種の費用に係る助成については、なお従前のおりとする。